

令和元年度 狩猟免許更新講習及び適性試験の手引き

愛 媛 県



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「鳥獣保護管理法」という）第51条の規定により、令和元年度の狩猟免許更新及び適性試験を次のとおり実施します。講習及び試験については、この手引きをご覧ください。

▼更新講習及び適性試験の受付期間・試験日・会場

管轄地方局	実施日・時間	試験会場
東予地方局森林林業課	令和元年8月8日(木)午前9時 東予第4会場	東予地区自動車整備協同組合自動車会館 (新居浜市本郷3-5-35)
	令和元年8月25日(日)午前9時 東予第5会場	東予地方局西条第二庁舎 (西条市丹原町池田1611)
東予地方局 四国中央森林林業振興班	令和元年7月11日(木)午前9時 東予第2会場	愛媛県 紙産業技術センター (四国中央市妻鳥町乙127)
東予地方局 今治支局森林林業課	令和元年7月10日(水)午前9時 東予第1会場	今治市伯方公民館 (今治市伯方町木浦甲1234)
	令和元年7月17日(水)午前9時 東予第3会場	今治市民会館 (今治市別宮町1-4-1)
中予地方局森林林業課	令和元年7月17日(水)午後1時 中予第2会場	松前総合文化センター (伊予郡松前町大字筒井633)
	令和元年7月25日(木)午後1時 中予第3会場	中島総合文化センター (松山市中島大浦2962)
	令和元年7月26日(金)午後1時 中予第4会場	東温市川内公民館 (東温市南方264)
	令和元年8月25日(日)午後1時 中予第5会場	松前総合文化センター (伊予郡松前町大字筒井633)
中予地方局 久万高原森林林業課	令和元年7月12日(金)午前9時 中予第1会場	久万町民館 (上浮穴郡久万高原町久万188)
南予地方局 八幡浜支局森林林業課	令和元年7月25日(木)午後1時 南予第2会場	南予地方局八幡浜庁舎 (八幡浜市北浜1-3-37)
	令和元年8月27日(火)午後1時 南予第5会場	愛媛県歴史文化博物館 (西予市宇和町卯之町4-11-2)
南予地方局八幡浜支局 大洲森林林業振興班	令和元年7月30日(火)午後1時 南予第3会場	内子町共生館(五十崎自治センター) (喜多郡内子町平岡甲185-1)
南予地方局森林林業課	令和元年8月1日(木)午前9時 南予第4会場	南予地方局庁舎 (宇和島市天神7-1)
	令和元年9月8日(日)午前9時 南予第6会場	

南予地方局 愛南森林林業振興班	令和元年7月24日(水)午後1時 南予第1会場	愛南町御荘文化センター (南宇和郡愛南町御荘平城 3063-1)
--------------------	----------------------------	-------------------------------------

〈注〉試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定しますが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合があります。

〈注〉天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがあります。

▼申請等の窓口

名 称	所 在 地	電話番号	管轄市町村
東予地方局森林林業課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7438	西条市、新居浜市
東予地方局 四国中央森林林業振興班	四国中央市三島宮川 4-6-53	0896-23-2393	四国中央市
東予地方局 今治支局森林林業課	今治市旭町 1-4-9	0898-25-2193	今治市、上島町
中予地方局森林林業課	松山市北持田町 132	089-909-8767	松山市、東温市、 松前町、伊予市、 砥部町
中予地方局 久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町久万町 571-1	0892-21-1265	久万高原町
南予地方局 八幡浜支局森林林業課	八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-2031	八幡浜市、 伊方町、西予市
南予地方局八幡浜支局 大洲森林林業振興班	大洲市田口甲 425-1	0893-24-4131	大洲市、内子町
南予地方局森林林業課	宇和島市天神町 7-1	0895-22-3163	宇和島市、 鬼北町、松野町
南予地方局 愛南森林林業振興班	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-0931	愛南町

1 狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許 網を使用する猟法（又は環境省令で定める猟法）
- (2) わな猟免許 わなを使用する猟法
- (3) 第一種銃猟免許 装薬銃を使用する猟法（空気銃を使用する猟法もできます）
- (4) 第二種銃猟免許 空気銃を使用する猟法

2 対象者

令和元年9月14日（免状の記載は平成31年9月14日）に有効期間が満了する免許を所持しており、当該免許の有効期間を更新しようとする人が対象です。有効期間が満了しない他種の免許の有効期間所持しており、同時に更新しようとすることもできます。

ただし、次のいずれかに該当する人は更新申請することができません。

- (1) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん等、鳥獣保護管理法施行規則第47条で定める病気にかかっている人。
- (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者。
- (3) 前記(1)(2)以外で自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い人。
- (4) 鳥獣保護管理法又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない人。
- (5) 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない人。
- (6) 鳥獣保護管理法第50条第3項の規定により、過去の狩猟免許試験における不正行為等によって狩猟免許試験の受験を禁止されている人。

また、県外に住所がある方は受検できませんので、住所地の都道府県が実施する適性検査及び講習講習を受けてください。（住所を愛媛県内に移転した場合は受検できます。）

3 更新の申請手続

(1) 申請書類等

① 申請書 **【注】今年度は様式を変更しています。**

（上記の森林林業課または振興班でお渡ししています。また、県ホームページからダウンロードできます。www.pref.ehime.jp/sinsei/data/kenmin/009/009002/009002.html）

所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類等を添付してください。

② 手数料

愛媛県収入証紙を申請書に貼付してください。手数料は更新する種類毎に必要です。

2,900円

③ 写真

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmのもの1枚。（受講しようとする狩猟免許種類毎に1枚必要）

裏面に、受講者の氏名と撮影年月日を記入してください。

④ 医師の診断書（又は銃所持許可証の写し）

統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん等、鳥獣保護管理法施行規則第47条で定める病気にかかっていないこと、及び麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないことを証するものを1通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可を現に受けている場合は、その許可証の写しを添付することにより、診断書の添付を省略することができます。

⑤ 返信用封筒（受験票の郵送を希望する方のみ）

返送用の3号封筒に簡易書留の郵送料に相当する切手(392円分(簡易書留310円+郵送料82円))を貼付して提出してください。

⑥ 鳥獣保護管理法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する人で、狩猟について適性を有することが確認されている人のみ（書面が必要です）、適性試験が免除されます。

(2) 申請方法

申請書類等は、更新講習及び適性試験実施日の14日前までに試験申請等の窓口へ持参又は郵送してください。申請書に記載された住所へ送ります。

郵送による場合は、受付期間末日の消印のあるものは、受付します。

4 講習及び適性試験の方法

(1) 狩猟に係る講習

法令、猟具、鳥獣に関する知識及び鳥獣の保護管理に関する知識について

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力に関する検査 ※眼鏡や補聴器等を使用可

(3) 合格発表

試験終了後、試験会場において発表します。狩猟免状の交付は後日となります。

5 注意事項等

(1) 受験されない場合でも、申請書を受理した後に手数料をお返しすることはできません。

(2) 受験日直前の変更申し出等には応じかねます。

(3) 試験当日は、受験票と筆記用具（鉛筆、消しゴム）を持参してください。

(4) 技能試験を行うので猟具の取扱いに適した服装で受験してください。

(5) 適性試験の際に眼鏡や補聴器等が必要な人は持参してください。補助器具なしで受験された場合は、適性が判定できないため、受験できない場合があります。

(6) 知識試験の開始から30分を経過して遅刻した場合は、受験することができません。

(7) 会場によっては、駐車場の台数に限りがあり会場敷地内に駐車できない場合もありますので、あらかじめご承知ください。